

静岡県建築設計等委託料算定基準の修正点について

(営繕企画課)

静岡県建築設計等委託料算定基準について、以下の内容について修正する。

1 端数処理の修正

- ・土木における業務委託の端数処理の改定に基づき、設計委託料算定における端数処理の規定を、千円単位から万円単位に修正する。(cf P2)

2 改修・解体設計標準業務の修正

- ・改修、解体設計に係る業務細分率は、国の基準に合わせて、実施設計業務細分率の合計値で割り戻し、全体を1.0へ変換した値を業務細分率とする。(cf P24)

改修・解体設計に係る業務細分率(例：第1類総合)

		業務項目	修正前	修正後
実施設計に係る業務	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求の確認	0.03	0.05
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.02
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.03
		(ii) 計画通知申請に係る関係機関との打合せ※	0.01	0.02
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	0.07	0.12
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	0.03	0.05
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.03
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	0.30	0.53
		(ii) 計画通知図書の作成※	0.04	0.07
	(5) 概算工事費の検討		0.03	0.05
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		0.02	0.03	
			0.58	1.00

※計画通知提出の手続き業務を追加しない場合は、対象外業務とする。(cf P10)

3 改修・解体設計の資料提供等の対象外業務率の修正

- ・国の基準に合わせて、対象外業務率2は、項目別業務細分率に資料低減率を乗じた値から、資料低減率へ修正する。(cf P9)

修正前	修正後
対象外業務率2 = 以下の合計 ・実施設計図書の作成 0.30×資料低減率 ・計画通知図書の作成 0.04×資料低減率	対象外業務率2 = 資料低減率